21	36° 42′ 27.1678″	138° 54′ 41.8444″
22	36° 42′ 27.0686″	138° 54′ 42.1217″
23	36° 42′ 26.0198″	138° 54′ 41.6874″
24	36° 42′ 23.4578″	138° 54′ 39.4955″
25	36° 42′ 23.9905″	138° 54′ 36.4000″

○国土交通省告示第六百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

原谷

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県南牟婁郡紀宝町阪松原の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線、十三点と十四点を令和二年国土交通省告示第八百三十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十四点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 48′ 22.0640″	135° 58′ 45.0603″
2	33° 48′ 22.4211″	135° 58′ 45.0536″
3	33° 48′ 23.3299″	135° 58′ 44.5739″
4	33° 48′ 23.5247″	135° 58′ 44.8488″
5	33° 48′ 23.4599″	135° 58′ 45.9457″
6	33° 48′ 23.7846″	135° 58′ 46.3255″
7	33° 48′ 23.6548″	135° 58′ 46.6759″
8	33° 48′ 23.2330″	135° 58′ 47.6084″
9	33° 48′ 23.6875″	135° 58′ 48.1857″
10	33° 48′ 22.5842″	135° 58′ 50.1605″
11	33° 48′ 22.1947″	135° 58′ 50.0890″
12	33° 48′ 21.9674″	135° 58′ 49.9328″
13	33° 48′ 21.6105″	135° 58′ 50.5538″
14	33° 48′ 20.7340″	135° 58′ 50.2647″
15	33° 48′ 20.7761″	135° 58′ 49.6248″
16	33° 48′ 21.0372″	135° 58′ 48.8413″
17	33° 48′ 21.0816″	135° 58′ 48.4710″
18	33° 48′ 21.2634″	135° 58′ 48.2908″
19	33° 48′ 21.2855″	135° 58′ 48.3500″
20	33° 48′ 21.4157″	135° 58′ 48.5588″
21	33° 48′ 21.6427″	135° 58′ 48.7687″
22	33° 48′ 21.9799″	135° 58′ 48.7704″
23	33° 48′ 22.1015″	135° 58′ 48.2933″
24	33° 48′ 22.0838″	135° 58′ 47.7626″
25	33° 48′ 22.0537″	135° 58′ 47.5926″
26	33° 48′ 22.4385″	135° 58′ 47.0269″
27	33° 48′ 22.0108″	135° 58′ 46.3113″

○国土交通省告示第六百五十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条の三第一項の規定により、高潮予報を行う海岸を次のとおり指定したので告示する。

令和八年五月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

富山湾沿岸

富山県下新川郡朝日町境字切通二千五百六十三の三番地先から同県黒部市字大島四千三百三十一番二地先まで（富山県下新川郡朝日町泊大字赤川字下川原九百四十八番地先から同郡入善町古黒部字東梶田三番十一地先まで及び同町芦崎三百十五番四地先から同県黒部市荒俣千九百二十の一番地先までを除く。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○関東地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
春日部市増戸字天神原二二七番三から同市増戸字天神原三三八番三まで	前	二〇・二〇～二〇・二〇メートル	〇・二〇七キロメートル
	後	二〇・二〇～三〇・七三メートル	〇・二〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　八号　富山県下新川郡入善町桐山字上堂四二四〇番五から同町入膳字上諏訪四六四八番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月二十九日

○中部地方整備局告示第五十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、菊川水系黒沢川、丹野川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局、浜松河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

中部地方整備局長　森本　輝

○近畿地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田金尾六七番から同市長池北裏一四三番一まで	前	二三・六〇～二三・二四メートル	二・〇九〇キロメートル
	後	二三・六〇～一六二・六八メートル	二・〇九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　二十四号　城陽市寺田金尾六七番から同市長池北裏一四三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月三十一日二十一時